

## 建築物耐震診断等判定手数料規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般財団法人群馬県建築構造技術センター（以下「当財団」という。）が当財団の建築物耐震診断等判定業務規程（以下「業務規程」という。）に基づいて行う建築物耐震診断等判定（以下「判定」という。）の判定手数料について業務規程第13条に基づき必要な事項を定めるものである。

(判定手数料の額)

第2条 判定の種類及び判定手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず業務規定第19条第2項の再審査等を行う場合は、次の各号の再審査等の区分に応じた手数料の加算額を判定手数料に加算するものとする。

|     | 再審査等の区分  | 手数料の加算額              |
|-----|--|----------------------|
| (1) | 判定依頼を受け付けてから判定委員会（受付審査）の前日までの間に次回以降の判定委員会で審査することとなった場合 | 前項の判定手数料の額の25%に相当する額 |
| (2) | 判定委員会（受付審査）終了後に次回以降の判定委員会で再審査することとなった場合                | 前項の判定手数料の額の50%に相当する額 |
| (3) | 判定部会終了後に次回以降の判定委員会で再審査することとなった場合                       | 前項の判定手数料の額の75%に相当する額 |
| (4) | 判定委員会で保留となり次回以降の判定部会から再審査することとなった場合                    | 前項の判定手数料の額の50%に相当する額 |

3 前項の加算額の計算は、第1項の判定手数料の額に前項各号の手数料の加算額の率を乗じて得た額の百円未満を切り捨てて算定する。

4 特別委員会で審査することとなった場合の判定手数料は、特別委員会の開催状況に応じて別途算定した額と第1項の判定手数料の額との差額を当該判定手数料に加算するものとする。

(判定手数料の納付等)

第3条 判定を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、業務規程第11条に定める判定依頼書を当財団に提出するものとする。

2 当財団は、前項の提出があったときは、業務規程第12条第1項の各号に掲げる事項について確認し、支障がないと認めた場合は依頼者に同第3項に定める判定依頼受理書及び判定手数料請求書（第1号様式）を交付するものとする。

3 依頼者は、前項の判定手数料請求書を受領した日から2週間以内に、判定手数料を当財

団が指定する銀行口座に振り込むことにより納入するものとする。ただし、依頼者と当財団理事長の協議により、これによらない納入方法とすることができる。

- 4 当財団は、前条第2項により判定手数料の加算をすることとなった場合は、手数料の加算額に相当する手数料請求書を依頼者に交付するものとする。この場合の支払期限等は前項を準用するものとする。
- 5 第3項及び前項の振り込みに要する費用は依頼者の負担とする。

(手数料の返還)

第4条 既に納付した判定手数料は、返還しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務規程第20条の規定による判定依頼取り下げ届が提出された場合は、次の各号に定める取り下げ届の時期に応じた返還する額を返還するものとする。

|     | 取り下げ届の時期                                      | 返還する額                  |
|-----|---|------------------------|
| (1) | 判定依頼を受け付けてから判定委員会(受付審査)までの間に判定依頼取り下げ届が提出された場合 | 第2条第1項の手数料の額の75%に相当する額 |
| (2) | 判定委員会(受付審査)終了後に判定依頼取り下げ届が提出された場合              | 第2条第1項の手数料の額の50%に相当する額 |
| (3) | 判定部会終了後に判定依頼取り下げ届が提出された場合                     | 第2条第1項の手数料の額の25%に相当する額 |

- 3 前項の返還する額の計算は、第2条第1項の判定手数料の額に前項各号の返還する額の率を乗じて得た額の百円未満を切り捨てて算定する。
- 4 第2項の判定手数料の返還は、当該判定依頼取り下げ届に記載された銀行口座に返還する額を振り込むことにより返還するものとする。この場合の振り込みに要する費用は当財団の負担とする。

(手数料の減免)

第5条 当財団理事長は、特に必要があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この規則は平成21年8月21日から施行する。ただし、第2条第2項の規定については同年12月21日から施行する。

附 則

この規則は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は令和3年4月1日から施行する。